

野洲市の報告

～債権管理における課題と取組～

野洲市役所
市民生活相談課・納税推進課

野洲市の紹介

■人口（平成27年7月1日現在）

総人口	50,794人
（男）	(25,184人)
（女）	(25,610人)
世帯数	19,086世帯
外国人	469人
高齢者（65歳以上）人口	12,124人 （高齢化率23.87%）
単身高齢者（27年1月1日）	1,765世帯 （住民票上の数値）



市民生活相談課の業務内容

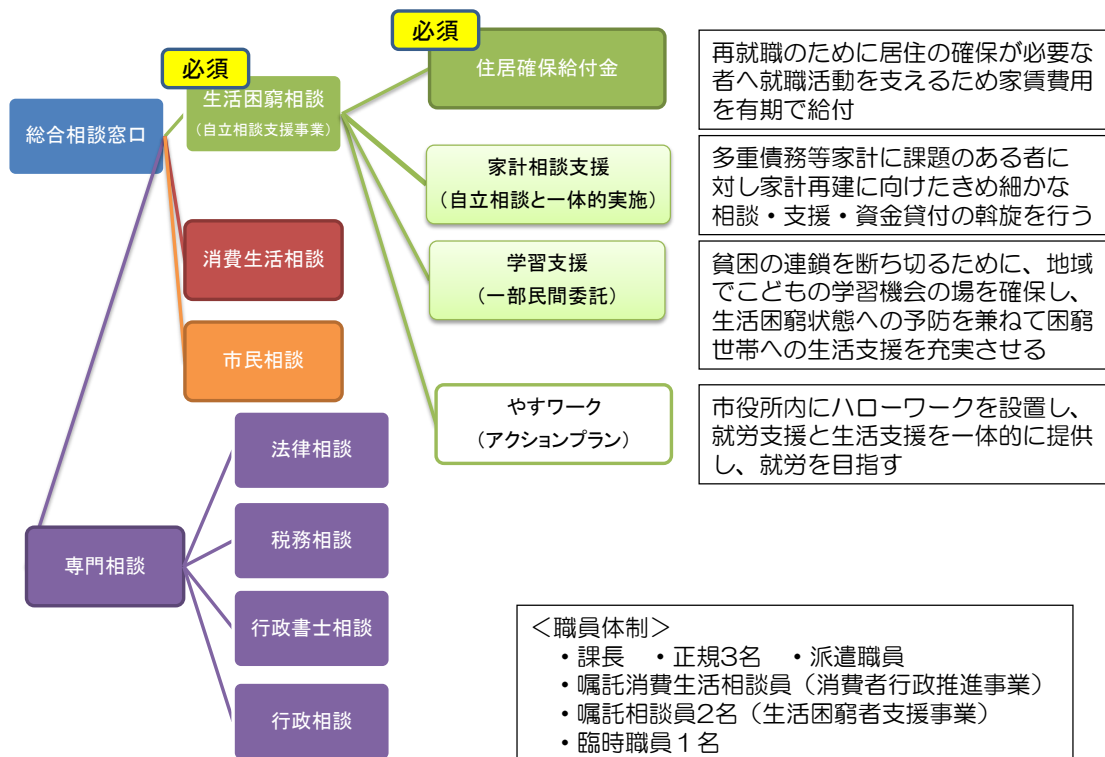
相談機能を集約

・業務内容

- 市民相談（暮らしの中の困りごと）
- 消費生活相談（消費者トラブル、多重債務相談など）
- 法律相談（弁護士会、司法書士会、法務局（登記・相続））
- 税務相談・行政書士相談（税理士会・行政書士会）
- 行政相談（総務省）
- まち・ひと・しごと 地方創生事業（高齢者の終活）
- やすワーク（アクションプラン）
- 生活困窮相談（生活困窮者自立支援法）
 - ・ 自立相談支援事業
 - ・ 家計相談支援事業
 - ・ 学習支援事業（YaSchool）

おせっかいを強化

平成27年度 市民生活相談課の業務・体制



○野洲市市民相談総合推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、社会問題化している自殺、生活困窮、人権侵害等の市民生活に関する深刻な問題に対し、関係課等が連携し、問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図るため、野洲市市民相談総合推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、市民相談に関する次に掲げる事項について協議する。

- (1) 問題の解決のためのネットワーク形成及び具体的な対応策に関すること。
- (2) 啓発活動に関すること。
- (3) 委員の知識習得、相談対応、支援策等の技術向上に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、問題解決のために必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、市民部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(情報等の管理)

第5条 委員長及び委員は個人情報の取り扱いについて、野洲市個人情報保護条例（平成16年野洲市条例第10号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮し、相談事案の支援及び解決に関する目的以外に利用し、又は外部に提供してはならない。

(部会)

第6条 委員会は、次に掲げる部会を設けることができる。

(1) 生活困窮者支援対策連絡部会

(2) 自殺防止対策連絡部会

(3) 人権対策連絡部会

2 前項に掲げる部会の構成員及びその長は、委員の中から委員長が指名する。

3 第4条の規定は、部会における会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

4 部会長は、部会において審議した結果を委員会に報告しなければならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、市民部市民生活相談課において処理する。

（平25告示34・一部改正）

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

別表（第3条関係）

（平24告示45・平24告示116・平25告示34・平26告示29・平27告示45・一部改正）

政策調整部企画調整課職員

総務部人事課職員

総務部総務課職員

総務部人権施策推進課職員

総務部人権センター職員

総務部野洲地域総合センター職員

総務部市民交流センター職員

総務部税務課職員

総務部納税推進課職員

市民部生活安全課職員

市民部協働推進課職員

市民部市民生活相談課職員

健康福祉部社会福祉課職員

健康福祉部障がい者自立支援課職員

健康福祉部障がい者自立支援課地域生活支援室

（障がい者虐待防止センター）職員

健康福祉部子育て家庭支援課職員

健康福祉部子ども課職員

健康福祉部子育て家庭支援課家庭児童相談室職員

健康福祉部高齢福祉課職員

健康福祉部健康推進課職員

健康福祉部保険年金課職員

都市建設部住宅課職員

環境経済部環境課職員

環境経済部商工観光課職員

環境経済部上下水道課職員

教育委員会事務局教育総務課職員

教育委員会事務局学校教育課職員

教育委員会事務局人権教育課職員

教育委員会事務局生涯学習スポーツ課職員

野洲市地域包括支援センター職員

野洲市子育て支援センター職員

野洲市ふれあい教育相談センター職員

野洲市発達支援センター職員

相談窓口の変遷

